

農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律施行令案要綱

#### 第一 農業協同組合等の範囲

農業協同組合その他の政令で定める法人として、農業協同組合、漁業協同組合、森林組合等の法人を指定すること。  
(第一条関係)

#### 第二 特定バイオ燃料の範囲

特定バイオ燃料として、エタノール、脂肪酸メチルエステル等のバイオ燃料を指定すること。  
(第二条関係)

#### 第三 事業協同組合等の範囲

事業協同組合その他の政令で定める法人として、事業協同組合、協業組合、農業協同組合連合会等の法人を指定すること。  
(第三条関係)

#### 第四 基本方針

基本方針は、おおむね五年ごとに定めるものとする。  
(第四条関係)

#### 第五 農業改良資金助成法等の償還期間の特例に関する事項

農業改良資金、林業・木材産業改善資金及び沿岸漁業改善資金の償還期間の特例を定めること。

(第五条から第七条まで関係)

## 第六 中小企業者の範囲

中小企業投資育成株式会社法の特例の適用対象となる中小企業者の範囲を定めること。

(第八条関係)

## 第七 種苗法の特例に関する事項

種苗法に基づく出願料及び登録料の軽減の申請手続、出願料及び第一年から第六年までの各年分の登録料四分の三に相当する額を軽減すること等を定めること。

(第九条及び第十条関係)

## 第八 附則

一 この政令は、農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律の施行の日(平成二十年十月一日)から施行するものとする。

(附則第一条関係)

二 一般社団及び一般財団法人に関する法律の施行に関して必要な調整規定を規定すること。

(附則第二条関係)